

公安委員会
説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する
行政文書開示請求に関する
決定について

平成23年10月13日
国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（京都府）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成23年10月13日
給与厚生課

(略)

公安委員会	第5回ASEAN+3国際犯罪	平成23年10月13日
説明資料No. 3	閣僚会議の開催結果について	国際課

1 ASEAN+3国際犯罪閣僚会議

ASEAN+3国際犯罪閣僚会議は、ASEAN10か国と日本、中国及び韓国を参加国として、ASEAN域内の国際犯罪対策について意見交換し、その協力強化を図るもの。

本会議は隔年で開催されており、今回は第5回会議。

2 第5回会議の開催結果

(1) 開催期日

平成23年10月11日（火）及び12日（水）

(2) 開催場所

インドネシア共和国・バリ

(3) 出席者

山岡国家公安委員会委員長

(4) 第5回閣僚会議の概要

- ・ 山岡国家公安委員会委員長より、東日本大震災に際しての各国からの支援に謝意を表した上で、サイバー犯罪における国際連携の必要性、我が国の犯罪インフラ対策及び拉致問題について発言。
- ・ 参加各国大臣等との会談を通して、警察間協力の一層の促進を確認。
- ・ また、拉致問題担当大臣として、拉致問題への理解と協力を要請。

3 今後の予定

第6回会議は、平成25年にラオスで開催されることが決定。

1 日程

10月3日（月）から10月9日（日）までの7日間

2 出張者

長谷川国家公安委員会委員

（随行 刑事企画課課長補佐、国家公安委員会会務官付補佐官）

3 結果概要

（1）治安機関との意見交換等

ア ゴーシュ英国内務省事務次官

- 東日本大震災の状況説明、及び災害対処について
- 児童ポルノ事案への対処について
- テロ対策（国際的な大規模イベント警備）について

イ デミンク蘭国安全司法省事務次官

- 東日本大震災の状況説明、及び災害対処について
- オランダにおける警察制度改革について

（2）個別テーマに関する視察、説明聴取

ア 取調べ可視化を踏まえた職務執行の在り方・教育制度

- ・ ロンドン警視庁（警察署・警察学校）
資格制度、黙秘の不利益推定を前提とした取調べ手法
- ・ ハーグ市警察本部
資格制度（未成年者等）、情報収集のための別途の取調べ

イ 犯罪前歴者の再犯防止・社会復帰制度

- ・ イギリス司法省
- ・ オランダ安全司法省

ウ 刑事司法分野におけるシンクタンクの役割

- ・ イギリスの民間シンクタンク
(Institute for Public Policy Research (IPPR))
- ・ オランダの政府系シンクタンク
(Scientific Council for Government Policy (SCGP))

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>総務省による「検査検定、資格認定等に係る 利用者の負担軽減に関する調査」について</p>	<p>平成23年10月13日</p> <p>総務課 保安課 交通企画課</p>
<p>1 経緯</p> <p>本調査は、検査検定・資格制度に関し、昨年7月から総務省行政評価局が実施してきたもの。 調査結果・勧告が、今日14日の閣議報告後に公表予定。</p> <p>2 調査の対象</p> <p>国が法令等に基づいて設けている検査検定134制度・資格313制度が対象。 (当庁関係は、検査検定8制度・資格8制度) このうち、検査検定31制度・資格108制度について詳細調査を実施。 (当庁関係は、遊技機の型式の検定((財)保安電子通信技術協会が試験)、 普通自転車の型式認定((公財)日本交通管理技術協会が試験))</p> <p>3 勧告の概要(当庁関係部分)</p> <p>(1) 手数料等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算が実費より高くなっているものについて、実費を踏まえ見直すこと。(普通自転車) ・ 審査業務の一部省略等により剰余金が発生しているものについて、手数料の引下げ等を行うこと。(遊技機) ・ テキスト代金を含む受講料を徴収しているものについて、利用者に過度な負担をかけていないかを検証し、改善が必要なものは速やかに措置を講じること。(受講料にテキスト代金を含む全制度が対象) ・ 原則として手数料等の積算根拠をインターネットで公開するとともに、公益法人によるインターネットにおける公開についても検討すること。(遊技機・普通自転車) <p>(2) 会計処理の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務・事業ごとの収支状況の詳細が分かる資料を作成し、これを適切にインターネットで公開すること。(遊技機・普通自転車) <p>(3) 申請手続の負担軽減等の推進 (当庁関係該当なし)</p> <p>(4) 指導監督の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回詳細調査の対象とならなかった制度に係る公益法人に対しても、実態把握・改善措置等を行うこと。(全制度が対象) <p>4 対応方針</p> <p>遊技機の型式の検定に係る手数料(政令で標準額を規定)の引下げについて検討するとともに、普通自転車の型式認定の手数料の見直しを実施法人に対して要請するなど勧告に即した所要の措置を講じる。</p>		

1 背景

近年、九州地区で道仁会と九州誠道会の対立抗争が継続しているほか、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者が襲撃される事件等も相次いで発生しており、市民生活に対する大きな脅威となっている。

このような情勢を踏まえ、本年4月及び8月に、福岡県等から国家公安委員会に対し、暴力団対策法の改正に関する要望もなされているところ、最近の暴力団情勢を踏まえた対策の在り方を検討する必要がある。

2 有識者会議の開催

(1) 目的

最近の暴力団情勢に鑑み、暴力団対策法による規制の在り方について、有識者から意見を聴取し、今後の検討の参考とするもの。

(2) 委員構成

行政法等の関係学界、法曹界、言論界、金融・建設等の関係業界のほか、関係地方公共団体の代表者等合計13名により構成。

(3) 実施スケジュール

- 第1回会議を、10月28日（金）に開催。
- その後、おおむね月1回ペースで開催し、速やかな報告書の取りまとめを目指す。

3 有識者会議における主な検討項目

(1) 市民に対する危害を防止するための規制の強化

対立抗争時における危険な抗争行為の発生を防止するための措置、現にその構成員が事業者に対する暴力行為を敢行していると認められるなど、特に危険と認められる指定暴力団の構成員に対する規制強化の在り方等について検討。

(2) 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化

暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者等に対する不当な要求行為が発生していることを踏まえ、指定暴力団員によるこれらの事業者等に対する不当な取引要求を暴力的要求行為と位置付けること等を検討。

(3) その他

暴力団事務所使用差止め請求訴訟の支援措置、指定暴力団の組織・活動実態の隠蔽・潜在化に対処するための規制の強化、暴力団対策法違反に係る罰則の引上げ等、最近の暴力団をめぐる情勢を踏まえたその他の規制の在り方についても検討。

1 被害状況 (10月12日現在。以下同じ。)

死者：15,822人、行方不明者：3,897人、負傷者：5,942人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約78,100人の警察官を派遣。
- 約5,600人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人 (岩手、宮城、福島)
 - ・ 派遣部隊：約2,000人 (岩手約500人、宮城約600人、福島約900人)

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 24,800人	約 31,200人	約 22,100人	約 78,100人
人・日(延べ)	約226,400人	約280,500人	約199,400人	約706,300人

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の搜索活動

岩手県警察では約190人(うち特派約150人)、宮城県警察では約60人(自県のみ)、福島県警察では約20人(自県のみ)の態勢で搜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約270人態勢で警戒区域(4月22日設定)内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊(約240人)を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

※ 9月以降、福島県警察では、警戒区域内における犯罪の検挙を目的として、警察署等から警察官を不定期に臨時招集した上で、車両を活用した集中的な警戒や検問等を実施(自県のみで、これまでに合計6回の実施)。

○ 身元確認

警察官約100人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,800体の遺体の身元を確認(収容された遺体の約94%)。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。

○ 使用不能となった交番等の現状

	被災	使用不能	代替措置等				
			仮設	施設借上	隣接交番等にて運用	その他	
交番	岩手	14	5	3	0	2	0
	宮城	34	4	0	2	2	0
	福島	13	0	0	0	0	0
駐在所	岩手	42	11	0	1	8	2
	宮城	87	19	0	5	14	0
	福島	44	4	0	0	4	0
計	234	43	0	8	30	2	

※ 福島県内の警戒区域等に立地するものは含まれない。